

令和 7 年（2025 年）

旭川市議会議案

第 4 回定例会

令和 7 年 12 月 2 日開会

令和 7 年 月 日閉会

7・4定

議案第 1 号

令和 7 年度旭川市一般会計補正予算について

令和 7 年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

7・4定

議案第 2 号

令和 7 年度旭川市一般会計補正予算について

令和 7 年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

7・4定

議案第 3 号

令和 7 年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和 7 年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

7・4定

議案第 4 号

令和 7 年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について

令和 7 年度旭川市動物園事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

7・4定

議案第 5 号

令和 7 年度旭川市育英事業特別会計補正予算について

令和 7 年度旭川市育英事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

7・4定

議案第 6 号

令和 7 年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和 7 年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

7・4定

議案第 7 号

令和7年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算について

令和7年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

7・4定

議案第 8 号

令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

7・4定

議案第 9 号

令和 7 年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和 7 年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

7・4定

議案第 10 号

令和 7 年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和 7 年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

7・4定

議案第 11 号

令和 7 年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和 7 年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例

(旭川市事務分掌条例の一部改正)

第1条 旭川市事務分掌条例（昭和27年旭川市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条総合政策部の項第2号中「予算その他財政」を「デザイン政策」に改め、同項第5号及び同条いじめ防止対策推進部の項を削り、同条中「行財政改革推進部」を「行財政改革部」に改め、同条行財政改革推進部の項中第4号を第6号とし、第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 予算その他財政に関する事項

(2) 市税に関する事項

第1条女性活躍推進部の項を削り、同条中「地域振興部」を「都市振興部」に改め、同条税務部の項を削り、同条市民生活部の項に次の1号を加える。

(4) 国民健康保険に関する事項

第1条中「福祉保険部」を「福祉安心部」に改め、同条福祉保険部の項第2号中「国民健康保険及び介護保険」を「介護保険」に改め、同条中「子育て支援部」を「こども・女性・若者未来部」に改め、同条子育て支援部の項に次の3号を加える。

(4) いじめ防止対策に関する事項

(5) 男女共同参画に関する事項

(6) 若者に関する事項

第1条中「健康保健部」を「健幸保健部」に改め、同条健康保健部の項中第3号を削り、

第4号を第3号とし、同条中「観光スポーツ部」を「観光スポーツ・シティプロモーション部」に改め、同条観光スポーツ部の項第1号中「観光」を「観光及びシティプロモーション」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 都市間の交流に関する事項

(旭川市行財政改革推進委員会条例の一部改正)

第2条 旭川市行財政改革推進委員会条例（平成29年旭川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「行財政改革推進部」を「行財政改革部」に改める。

(旭川市市民参加推進条例の一部改正)

第3条 旭川市市民参加推進条例（平成14年旭川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第20条中「女性活躍推進部」を「市民生活部」に改める。

(旭川市行政不服審査会条例の一部改正)

第4条 旭川市行政不服審査会条例（平成28年旭川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「行財政改革推進部」を「行財政改革部」に改める。

(旭川市職員定数条例の一部改正)

第5条 旭川市職員定数条例（昭和28年旭川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「1, 576人」を「1, 589人」に改め、同条第7号中「職員」を「職員（第2号の職員を兼ねさせるものとする。）」に改める。

(旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部改正)

第6条 旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例（平成31年旭川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第15条中「いじめ防止対策推進部」を「こども・女性・若者未来部」に改める。

第21条中「と、第8条中「いじめ防止対策推進部」とあるのは「子育て支援部」と」を「と」に改める。

(旭川市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第7条 旭川市スポーツ推進審議会条例（平成30年旭川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中「観光スポーツ部」を「観光スポーツ・シティプロモーション部」に改める。

(旭川市福祉に関する事務所設置条例の一部改正)

第8条 旭川市福祉に関する事務所設置条例（昭和26年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「福祉保険部及び子育て支援部」を「福祉安心部及びこども・女性・若者未来部」に改める。

(旭川市社会福祉審議会条例の一部改正)

第9条 旭川市社会福祉審議会条例（平成12年旭川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条中「福祉保険部」を「福祉安心部」に改める。

(旭川市福祉有償運送運営協議会条例の一部改正)

第10条 旭川市福祉有償運送運営協議会条例（平成29年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉保険部」を「福祉安心部」に改める。

(旭川市保健所条例の一部改正)

第11条 旭川市保健所条例（平成11年旭川市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第10条中「健康保健部」を「健幸保健部」に改める。

(旭川市感染症診査協議会条例の一部改正)

第12条 旭川市感染症診査協議会条例（平成11年旭川市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第8条中「健康保健部」を「健幸保健部」に改める。

(旭川市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第13条 旭川市予防接種健康被害調査委員会条例（平成28年旭川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条中「健康保健部」を「健幸保健部」に改める。

(旭川市食育推進会議条例の一部改正)

第14条 旭川市食育推進会議条例（平成18年旭川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中「健康保健部」を「健幸保健部」に改める。

(旭川市都市計画審議会条例の一部改正)

第15条 旭川市都市計画審議会条例（昭和44年旭川市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第8条中「地域振興部」を「都市振興部」に改める。

(旭川市開発審査会条例の一部改正)

第16条 旭川市開発審査会条例（平成12年旭川市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第6条中「地域振興部」を「都市振興部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

組織改正に伴い、旭川市事務分掌条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年旭川市条例第57号）
の一部を次のように改正する。

第27条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第28条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

(説 明)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年旭川市条例第3号）の一部を
次のように改正する。

第7条第1項の表中「392, 000」を「405, 000」に、「440, 000」を
「455, 000」に、「492, 000」を「508, 000」に、「555, 000」を
「574, 000」に、「634, 000」を「655, 000」に、「740, 000」を
「765, 000」に、「864, 000」を「893, 000」に改める。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の
95」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」
に、「100分の77.5」を「100分の88.75」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、公布の
日から施行する。

（説 明）

特定任期付職員の給料月額等を改定するために、旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する
条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第16条の4第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表1から別表4までを次のように改める。

別表1
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800		
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100		
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400		
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700		
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100			
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400			
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700			
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900			
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200			
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400			
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700			
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900			
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200			
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500			
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800			
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000			
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300			
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600			
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800			
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800			
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000			
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300				
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600				
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800				
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000				
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300				
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600				
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800				
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000				
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300				
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600				
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800				
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000				
	86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000					

	87	266,500	306,100	356,100	397,400					
	88	266,800	306,400	356,500	397,800					
	89	267,100	306,700	356,700	398,100					
	90	267,400	307,000	357,100	398,600					
	91	267,700	307,300	357,500	399,000					
	92	268,000	307,600	357,900	399,400					
	93	268,300	307,800	358,100	399,700					
	94		308,000	358,400	400,200					
	95		308,300	358,800	400,600					
	96		308,700	359,100	401,000					
	97		308,900	359,400	401,300					
	98		309,200	359,800	401,800					
	99		309,500	360,200	402,200					
	100		309,900	360,600	402,600					
	101		310,100	361,100	402,900					
	102		310,400	361,500						
	103		310,700	361,900						
	104		311,000	362,300						
	105		311,200	362,800						
	106		311,500	363,200						
	107		311,800	363,500						
	108		312,100	363,800						
	109		312,300	364,200						
	110		312,600							
	111		313,000							
	112		313,300							
	113		313,500							
	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年 前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条の8に規定する職員を除く。

別表2
医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
		号給	給料月額	給料月額
1		円	円	円
	1	459,100	526,100	575,000
	2	461,400	528,800	577,000
	3	463,700	531,400	578,900
2	4	465,900	533,800	580,800
	5	468,000	536,100	582,200
	6	471,500	538,300	583,900
	7	475,000	540,300	585,700
3	8	478,400	542,400	587,500
	9	481,800	544,500	589,300
	10	485,300	546,000	591,000
	11	488,700	547,500	592,800
4	12	492,100	549,000	594,600
	13	495,500	550,400	596,400
	14	499,000	551,800	598,100
	15	502,400	553,300	599,900
5	16	505,800	554,700	601,700
	17	509,200	556,000	603,500
	18	512,300	557,500	605,400
	19	515,500	558,900	608,400
6	20	518,700	560,300	611,400
	21	522,000	561,600	614,400
	22	525,100	563,100	617,400
	23	528,200	564,500	620,300
7	24	531,200	565,900	623,300
	25	534,300	567,300	626,400
	26	536,600	568,700	629,500
	27	538,900	570,000	632,600
8	28	541,100	571,400	635,700
	29	543,000	572,800	638,600
	30	544,700	574,100	641,700
	31	546,400	575,500	644,800
9	32	548,200	576,900	647,900
	33	549,900	578,200	650,700
	34	551,700	579,600	653,700
	35	553,300	580,900	656,600
10	36	554,600	582,300	659,600
	37	556,000	583,700	662,400
	38	557,400	585,400	665,400
	39	558,800	587,000	668,200
11	40	560,200	589,100	671,200
	41	561,700	591,800	674,200

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	42	562, 400	594, 500	677, 200
	43	563, 000	597, 200	680, 200
	44	563, 600	599, 700	683, 100
	45	564, 400	601, 900	685, 900
	46	565, 000	604, 200	688, 800
	47	565, 600	606, 700	691, 700
	48	566, 100	609, 100	694, 600
	49	566, 600	611, 600	697, 200
	50	567, 000	614, 000	700, 000
	51	567, 500	616, 400	702, 800
	52	567, 900	618, 800	705, 600
	53	568, 300	620, 700	708, 300
	54	568, 600	622, 900	711, 100
	55	569, 000	625, 100	713, 900
	56	571, 400	627, 300	716, 700
	57	573, 400	629, 500	719, 600
	58	575, 700	631, 600	722, 300
	59	577, 900	633, 700	725, 000
	60	580, 000	635, 700	727, 400
	61	582, 100	637, 800	730, 200
	62	584, 100	639, 700	732, 900
	63	586, 100	641, 600	735, 600
	64	588, 000	643, 400	738, 300
	65	590, 000	645, 300	740, 800
	66	591, 200	647, 200	742, 800
	67	592, 300	649, 000	745, 500
	68	593, 400	651, 000	748, 200
	69	594, 200	652, 900	750, 700
	70	595, 100	654, 300	753, 200
	71	596, 200	655, 900	755, 700
	72	597, 300	657, 500	758, 200
	73	598, 100	659, 100	760, 700
	74	598, 600	660, 600	763, 200
	75	599, 200	662, 100	765, 700
	76	599, 800	663, 300	768, 200
	77	600, 300	664, 800	770, 500
	78	600, 900	666, 300	772, 900
	79	601, 500	667, 800	775, 300
	80	602, 000	669, 300	777, 700
	81	602, 600	670, 600	780, 100
	82	603, 100	672, 000	782, 500
	83	603, 400	673, 400	784, 900
	84	603, 900	674, 800	787, 300
	85	604, 200	676, 200	789, 500
	86			791, 800
	87			794, 100
	88			796, 400

89			798, 600
90			800, 900
91			803, 200
92			805, 500
93			807, 600
94			809, 800
95			812, 000
96			814, 200
97			816, 400
98			818, 600
99			820, 800
100			823, 000
101			825, 000
102			827, 200
103			829, 400
104			831, 600
105			833, 600
106			835, 800
107			838, 000
108			840, 200
109			842, 200
110			844, 400
111			846, 600
112			848, 800
113			850, 800
114			853, 000
115			855, 200
116			857, 400
117			859, 400
118			861, 300
119			863, 200
120			865, 100
121			867, 000
122			868, 900
123			870, 800
124			872, 700
125			874, 600
126			876, 500
127			878, 400
128			880, 300
129			882, 200
130			884, 100
131			886, 000
132			887, 900
133			889, 800

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		356,500	412,800	488,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で、規則で定めるものに適用する。

別表3
医事職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
			円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	

定年 前再任用 短時間勤務職員以外の職員	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300		
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600		
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800		
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100		
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400		
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700		
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900		
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100		
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400		
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700		
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900		
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800			
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500			
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100			
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500			
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000			
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600			
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200			
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600			
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100			
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600			
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100			
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700			
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200			
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800			
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400			
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900			
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400			
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800			
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200			
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500			
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000			
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400			
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800			
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200			
	78	265,000	301,000	338,100	359,700	403,700			
	79	265,300	301,200	338,500	359,900	404,100			
	80	265,500	301,500	339,000	360,200	404,500			

81	265,700	301,800	339,500	360,700	404,900			
82	266,000	302,000	339,800	361,000	405,400			
83	266,300	302,300	340,000	361,300	405,800			
84	266,500	302,600	340,300	361,600	406,200			
85	266,700	302,800	340,700	362,000	406,600			
86		303,000	341,100	362,300	407,100			
87		303,200	341,400	362,600	407,500			
88		303,400	341,700	362,900	407,900			
89		303,800	342,000	363,300	408,300			
90		304,000	342,200	363,600	408,800			
91		304,200	342,600	363,800	409,200			
92		304,400	342,900	364,100	409,600			
93		304,800	343,100	364,400	410,000			
94		305,000	343,400	364,800				
95		305,200	343,700	365,200				
96		305,500	343,900	365,600				
97		305,800	344,100	366,100				
98		306,000	344,400	366,500				
99		306,200	344,700	366,900				
100		306,500	344,900	367,300				
101		306,800	345,100	367,800				
102		307,000	345,300					
103		307,200	345,700					
104		307,500	345,900					
105		307,800	346,100					
106			346,400					
107			346,800					
108			347,200					
109			347,400					
定年 前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400
								447,600

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で、規則で定めるものに適用する。

別表4

保健看護職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600

	41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800
	42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800
	43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900
	44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000
	45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000
	46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500
	47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000
	48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400
	49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000
	50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500
	51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900
	52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400
	53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900
	54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300
	55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600
	56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900
	57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300
	58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600	
	59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300	
	60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900	
	61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500	
	62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100	
	63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800	
	64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400	
	65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100	
	66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600	
	67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200	
	68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700	
	69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100	
	70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700	
	71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100	
	72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400	
	73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700	
	74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200	
	75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600	
	76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900	
	77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200	
	78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700	
	79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200	
	80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以	81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900	
	82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300	
	83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800	
	84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200	
	85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600	
	86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900	409, 000	

外の職員	87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500	409, 500	
	88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000	409, 900	
	89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300	410, 300	
	90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800	410, 700	
	91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100	411, 200	
	92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400	411, 600	
	93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000	412, 000	
	94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500	412, 400	
	95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000	412, 900	
	96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500	413, 300	
	97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100	413, 700	
	98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600	414, 100	
	99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100	414, 600	
	100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500	415, 000	
	101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100	415, 400	
	102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600		
	103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100		
	104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600		
	105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200		
	106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600		
	107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100		
	108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600		
	109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200		
	110	306, 500	337, 800	372, 400			
	111	306, 700	338, 100	372, 900			
	112	307, 000	338, 400	373, 300			
	113	307, 300	338, 700	373, 700			
	114	307, 500	339, 100	374, 100			
	115	307, 800	339, 400	374, 600			
	116	308, 000	339, 700	375, 100			
	117	308, 300	339, 900	375, 500			
	118	308, 500	340, 200	376, 000			
	119	308, 800	340, 500	376, 500			
	120	309, 100	340, 700	377, 000			
	121	309, 400	340, 900	377, 300			
	122	309, 700	341, 200				
	123	310, 000	341, 500				
	124	310, 300	341, 800				
	125	310, 500	342, 000				
	126	310, 700	342, 300				
	127	311, 000	342, 600				
	128	311, 400	342, 800				
	129	311, 600	343, 000				
	130	311, 900	343, 200				
	131	312, 200	343, 500				
	132	312, 600	343, 700				

133	312,800	344,000				
134	313,100	344,400				
135	313,400	344,800				
136	313,700	345,200				
137	313,900	345,500				
138	314,200	345,900				
139	314,500	346,300				
140	314,800	346,700				
141	315,000	347,000				
142	315,300	347,400				
143	315,700	347,700				
144	316,000	348,100				
145	316,200	348,400				
146	316,400	348,800				
147	316,700	349,200				
148	317,000	349,600				
149	317,200	349,900				
150	317,400	350,300				
151	317,700	350,700				
152	318,000	351,100				
153	318,400	351,400				
154	318,600					
155	318,800					
156	319,100					
157	319,400					
158	319,700					
159	320,000					
160	320,300					
161	320,700					
162	321,000					
163	321,300					
164	321,600					
165	322,000					
166	322,300					
167	322,600					
168	322,900					
169	323,300					
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額					
	円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100	円 343,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で、規則で定めるものに適用する。

第2条 旭川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第3号中「第16条の5の2第1項前段」を「第16条の5の2第1項」に、「場合（第5号に該当する場合を除く。）」を「場合」に、「額を5で除して得た額」を「額」に改め、同条第4号及び第5号を削る。

第16条の4第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

第16条の5の2第1項中「市長が定める日（）を「毎年11月から翌年3月までの各月の初日（）に、「除く」を「除く。以下この条において「支給対象職員」という」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「寒冷地手当の」を「支給対象職員の寒冷地手当の」に、「基準日（基準日の翌日から前項後段の市長が定める日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下同じ。）」を「基準日」に改め、同項の表中「147,000円」を「29,400円」に、「81,000円」を「16,200円」に、「57,500円」を「11,500円」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 第12条ただし書の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める職員 零

4 第5条第1項及び第8条第5項の規定は、寒冷地手当の支給にこれを準用する。この場合において、第5条第1項ただし書中「その月中において支給日」とあるのは、「支給日」と読み替えるものとする。

第16条の5の2第5項を削り、同条第6項中「第2項から前項まで」を「前3項」に、「支給日、支給方法その他支給」を「支給」に、「定める」を「別に定める」に改め、同項を同条第5項とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の旭川市職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。）第10条第2項第2号ウからスまで及び別表1から別表4までの規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第16条の4第2項及び第3項並びに第16条の5第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の旭川市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、給与の支給日その他この条例（第1条の規定に限る。）の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(説明)

給料月額等を改定する等のために、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 39 年旭川市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第1
企業職員行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800		
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100		
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400		
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700		
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100			
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400			
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700			
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900			
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200			
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400			
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700			
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900			
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200			
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500			
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800			
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000			
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300			
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600			
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800			
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800			
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000			
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300				
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600				
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800				
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000				
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300				
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600				
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800				
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000				
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300				
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600				
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800				
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000				
	86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000					

	87	266,500	306,100	356,100	397,400				
	88	266,800	306,400	356,500	397,800				
	89	267,100	306,700	356,700	398,100				
	90	267,400	307,000	357,100	398,600				
	91	267,700	307,300	357,500	399,000				
	92	268,000	307,600	357,900	399,400				
	93	268,300	307,800	358,100	399,700				
	94		308,000	358,400	400,200				
	95		308,300	358,800	400,600				
	96		308,700	359,100	401,000				
	97		308,900	359,400	401,300				
	98		309,200	359,800	401,800				
	99		309,500	360,200	402,200				
	100		309,900	360,600	402,600				
	101		310,100	361,100	402,900				
	102		310,400	361,500					
	103		310,700	361,900					
	104		311,000	362,300					
	105		311,200	362,800					
	106		311,500	363,200					
	107		311,800	363,500					
	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年 前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200
									462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2
企業職員医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
	1	459,100 円	526,100 円	575,000 円
	2	461,400	528,800	577,000
	3	463,700	531,400	578,900
	4	465,900	533,800	580,800
	5	468,000	536,100	582,200
	6	471,500	538,300	583,900
	7	475,000	540,300	585,700
	8	478,400	542,400	587,500
	9	481,800	544,500	589,300
	10	485,300	546,000	591,000
	11	488,700	547,500	592,800
	12	492,100	549,000	594,600
	13	495,500	550,400	596,400
	14	499,000	551,800	598,100
	15	502,400	553,300	599,900
	16	505,800	554,700	601,700
	17	509,200	556,000	603,500
	18	512,300	557,500	605,400
	19	515,500	558,900	608,400
	20	518,700	560,300	611,400
	21	522,000	561,600	614,400
	22	525,100	563,100	617,400
	23	528,200	564,500	620,300
	24	531,200	565,900	623,300
	25	534,300	567,300	626,400
	26	536,600	568,700	629,500
	27	538,900	570,000	632,600
	28	541,100	571,400	635,700
	29	543,000	572,800	638,600
	30	544,700	574,100	641,700
	31	546,400	575,500	644,800
	32	548,200	576,900	647,900
	33	549,900	578,200	650,700
	34	551,700	579,600	653,700
	35	553,300	580,900	656,600
	36	554,600	582,300	659,600
	37	556,000	583,700	662,400
	38	557,400	585,400	665,400
	39	558,800	587,000	668,200
	40	560,200	589,100	671,200
	41	561,700	591,800	674,200

	42	562, 400	594, 500	677, 200
	43	563, 000	597, 200	680, 200
	44	563, 600	599, 700	683, 100
	45	564, 400	601, 900	685, 900
	46	565, 000	604, 200	688, 800
	47	565, 600	606, 700	691, 700
	48	566, 100	609, 100	694, 600
	49	566, 600	611, 600	697, 200
	50	567, 000	614, 000	700, 000
	51	567, 500	616, 400	702, 800
	52	567, 900	618, 800	705, 600
	53	568, 300	620, 700	708, 300
	54	568, 600	622, 900	711, 100
	55	569, 000	625, 100	713, 900
	56	571, 400	627, 300	716, 700
	57	573, 400	629, 500	719, 600
	58	575, 700	631, 600	722, 300
	59	577, 900	633, 700	725, 000
	60	580, 000	635, 700	727, 400
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	582, 100	637, 800	730, 200
	62	584, 100	639, 700	732, 900
	63	586, 100	641, 600	735, 600
	64	588, 000	643, 400	738, 300
	65	590, 000	645, 300	740, 800
	66	591, 200	647, 200	742, 800
	67	592, 300	649, 000	745, 500
	68	593, 400	651, 000	748, 200
	69	594, 200	652, 900	750, 700
	70	595, 100	654, 300	753, 200
	71	596, 200	655, 900	755, 700
	72	597, 300	657, 500	758, 200
	73	598, 100	659, 100	760, 700
	74	598, 600	660, 600	763, 200
	75	599, 200	662, 100	765, 700
	76	599, 800	663, 300	768, 200
	77	600, 300	664, 800	770, 500
	78	600, 900	666, 300	772, 900
	79	601, 500	667, 800	775, 300
	80	602, 000	669, 300	777, 700
	81	602, 600	670, 600	780, 100
	82	603, 100	672, 000	782, 500
	83	603, 400	673, 400	784, 900
	84	603, 900	674, 800	787, 300
	85	604, 200	676, 200	789, 500
	86			791, 800
	87			794, 100
	88			796, 400

89			798, 600
90			800, 900
91			803, 200
92			805, 500
93			807, 600
94			809, 800
95			812, 000
96			814, 200
97			816, 400
98			818, 600
99			820, 800
100			823, 000
101			825, 000
102			827, 200
103			829, 400
104			831, 600
105			833, 600
106			835, 800
107			838, 000
108			840, 200
109			842, 200
110			844, 400
111			846, 600
112			848, 800
113			850, 800
114			853, 000
115			855, 200
116			857, 400
117			859, 400
118			861, 300
119			863, 200
120			865, 100
121			867, 000
122			868, 900
123			870, 800
124			872, 700
125			874, 600
126			876, 500
127			878, 400
128			880, 300
129			882, 200
130			884, 100
131			886, 000
132			887, 900
133			889, 800

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		356,500	412,800	488,500

備考 この表は、医師及び歯科医師で、管理者が別に定めるものに適用する。

別表第3
企業職員医事職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	38	250, 400	275, 800	305, 300	331, 000	378, 600	418, 800		
	39	251, 000	276, 600	306, 300	332, 300	379, 500	419, 100		
	40	251, 600	277, 300	307, 300	333, 500	380, 600	419, 400		
	41	252, 200	278, 000	308, 200	334, 400	381, 600	419, 700		
	42	252, 800	278, 800	309, 400	335, 600	382, 600	420, 000		
	43	253, 400	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600	420, 300		
	44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500	420, 600		
	45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300	420, 800		
	46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100	421, 100		
	47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000	421, 400		
	48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800	421, 700		
	49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900		
	50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100		
	51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400		
	52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700		
	53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900		
	54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800			
	55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500			
	56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100			
	57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500			
	58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000			
	59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600			
	60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200			
	61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600			
	62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100			
	63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600			
	64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100			
	65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700			
	66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200			
	67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800			
	68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400			
	69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900			
	70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400			
	71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800			
	72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200			
	73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500			
	74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000			
	75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400			
	76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800			
	77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200			
	78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700	403, 700			
	79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900	404, 100			
	80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200	404, 500			

81	265,700	301,800	339,500	360,700	404,900			
82	266,000	302,000	339,800	361,000	405,400			
83	266,300	302,300	340,000	361,300	405,800			
84	266,500	302,600	340,300	361,600	406,200			
85	266,700	302,800	340,700	362,000	406,600			
86		303,000	341,100	362,300	407,100			
87		303,200	341,400	362,600	407,500			
88		303,400	341,700	362,900	407,900			
89		303,800	342,000	363,300	408,300			
90		304,000	342,200	363,600	408,800			
91		304,200	342,600	363,800	409,200			
92		304,400	342,900	364,100	409,600			
93		304,800	343,100	364,400	410,000			
94		305,000	343,400	364,800				
95		305,200	343,700	365,200				
96		305,500	343,900	365,600				
97		305,800	344,100	366,100				
98		306,000	344,400	366,500				
99		306,200	344,700	366,900				
100		306,500	344,900	367,300				
101		306,800	345,100	367,800				
102		307,000	345,300					
103		307,200	345,700					
104		307,500	345,900					
105		307,800	346,100					
106			346,400					
107			346,800					
108			347,200					
109			347,400					
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額							
	円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800	円 340,000	円 383,400	円 447,600

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で、管理者が別に定めるものに適用する。

別表第4
企業職員保健看護職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600

	41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800
	42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800
	43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900
	44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000
	45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000
	46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500
	47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000
	48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400
	49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000
	50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500
	51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900
	52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400
	53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900
	54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300
	55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600
	56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900
	57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300
	58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600	
	59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300	
	60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900	
	61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500	
	62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100	
	63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800	
	64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400	
	65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100	
	66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600	
	67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200	
	68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700	
	69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100	
	70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700	
	71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100	
	72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400	
	73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700	
	74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200	
	75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600	
	76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900	
	77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200	
	78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700	
	79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200	
	80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以	81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900	
	82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300	
	83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800	
	84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200	
	85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600	
	86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900	409, 000	

外の職員	87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500	409, 500	
	88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000	409, 900	
	89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300	410, 300	
	90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800	410, 700	
	91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100	411, 200	
	92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400	411, 600	
	93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000	412, 000	
	94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500	412, 400	
	95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000	412, 900	
	96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500	413, 300	
	97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100	413, 700	
	98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600	414, 100	
	99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100	414, 600	
	100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500	415, 000	
	101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100	415, 400	
	102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600		
	103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100		
	104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600		
	105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200		
	106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600		
	107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100		
	108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600		
	109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200		
	110	306, 500	337, 800	372, 400			
	111	306, 700	338, 100	372, 900			
	112	307, 000	338, 400	373, 300			
	113	307, 300	338, 700	373, 700			
	114	307, 500	339, 100	374, 100			
	115	307, 800	339, 400	374, 600			
	116	308, 000	339, 700	375, 100			
	117	308, 300	339, 900	375, 500			
	118	308, 500	340, 200	376, 000			
	119	308, 800	340, 500	376, 500			
	120	309, 100	340, 700	377, 000			
	121	309, 400	340, 900	377, 300			
	122	309, 700	341, 200				
	123	310, 000	341, 500				
	124	310, 300	341, 800				
	125	310, 500	342, 000				
	126	310, 700	342, 300				
	127	311, 000	342, 600				
	128	311, 400	342, 800				
	129	311, 600	343, 000				
	130	311, 900	343, 200				
	131	312, 200	343, 500				
	132	312, 600	343, 700				

133	312,800	344,000				
134	313,100	344,400				
135	313,400	344,800				
136	313,700	345,200				
137	313,900	345,500				
138	314,200	345,900				
139	314,500	346,300				
140	314,800	346,700				
141	315,000	347,000				
142	315,300	347,400				
143	315,700	347,700				
144	316,000	348,100				
145	316,200	348,400				
146	316,400	348,800				
147	316,700	349,200				
148	317,000	349,600				
149	317,200	349,900				
150	317,400	350,300				
151	317,700	350,700				
152	318,000	351,100				
153	318,400	351,400				
154	318,600					
155	318,800					
156	319,100					
157	319,400					
158	319,700					
159	320,000					
160	320,300					
161	320,700					
162	321,000					
163	321,300					
164	321,600					
165	322,000					
166	322,300					
167	322,600					
168	322,900					
169	323,300					
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額					
	円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100	円 343,600

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で、管理者が別に定めるものに適用する。

別表第5

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
1	405,000 円
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）別表第1から別表第4までの規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

2 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、給与の支給日その他この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(説 明)

給料月額を改定するために、旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の旭川市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の旭川市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、給与の支給日その他この条例（第1条の規定に限る。）の施行に
関し必要な事項は、規則で定める。

（説明）

特別職の職員の期末手当の支給率を改定するために、旭川市特別職の職員の給与に関する條
例の一部を改正しようとするものである。

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例（昭和46年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の4第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、給与の支給日その他この条例（第1条の規定に限る。）の施行に
関し必要な事項は、規則で定める。

（説明）

公営企業の管理者の期末手当の支給率を改定するために、旭川市公営企業の管理者の給与等
に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

旭川市火災予防条例の一部を改正する条例

旭川市火災予防条例（昭和48年旭川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第33条の2－第33条の7）」を
「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第33条の3）」
第3章の3 林野火災の予防（第33条の8・第33条の9）
2－第33条の7)
に改める。
」

第9条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第9条の2とし、第8条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第9条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品か

ら火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第13号まで及び第16号から第17号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項第4号の規定を準用する。

第33条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 山林、原野等のうち、火災が発生するおそれが大きいと認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

第33条の7第1項第1号中「その他」を「、感震ブレーカーその他」に改める。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第33条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、本市又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により本市に消防に関する事務を委託する市町村の区域内にある者は、第33条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第33条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第33条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を

指定することができる。

第58条の3第1項第3号中「第61条」を「第61条第1項第10号」に改める。

第60条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第60条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第61条第1項第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 消防長又は消防署長は、前項第1号から第5号まで及び第10号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第9条（見出しを含む。）の改正規定、同条を第9条の2とし、第8条の次に1条を加える改正規定、第33条の7第1項第1号の改正規定、第60条第6号の次に1号を加える改正規定及び同条第7号の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

（説 明）

林野火災の予防等に係る規定を整備する等のために、旭川市火災予防条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年旭川市
条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 2 項中「が行われた」を「又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141
号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項に
おいて「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、
「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康 診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断
----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例の一部を
改正する等の条例の制定について

旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例の一部を
改正する等の条例

(旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例の一部改正)

第1条 旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例（平成16年旭川市条例第14号）の一部を
次のように改正する。

第1条中「以下「処分場」を「埋立処分が終了したもの及び廃止したものを含む。以下
「処分場」に改める。

第5条第1項第1号中「3人」を「3人以内」に改め、同項第2号中「4人」を「6人以
内」に改め、同項第3号中「4人」を「4人以内」に改める。

第6条第1項中「副会長1人」を「副会長」に改める。

(旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会条例の廃止)

第2条 旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会条例（平成16年旭川市条例第13号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

(説明)

旭川市廃棄物処分場環境対策協議会の設置等に係る規定を整備し、及び旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会を廃止するために、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例の一部を改正し、及び旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会条例を廃止しようとするものである。

旭川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

旭川市火入れに関する条例の一部を改正する条例

旭川市火入れに関する条例（平成12年旭川市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「第6条第1項に規定する火入れ責任者」を「火入れ地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入れ責任者」という。）」に改める。

第3条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項第2号中「火入れの期間」を「火入れ予定期間」に改める。

第4条中「場合」を「後」に改める。

第6条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を削る。

第13条を第14条とする。

第12条第2号中「市長」を「第4条」に、「当該職員」を「前条第4項」に改め、同条第3号中「その他」を「その他市長が」に改め、同条を第13条とする。

第11条第2項及び第3項中「当該」を「その」に改め、同条第4項中「当該」を「立ち会った」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（火入れの中止）

第10条 火入れ者及び火入れ責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報、暴風警報若しくは暴風特別警報（次項において「気象注意報等」という。）が発表され、又は火災に関する警報若しくは林野火災に関する注意報（次項において「火災警報

等」という。)が発せられたときには、火入れを行ってはならない。

- 2 火入れ責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は気象注意報等が発表され、若しくは火災警報等が発せられたときは、速やかに消火しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市火入れに関する条例の規定は、施行日以後に行われる火入れについて適用し、施行日前に行われる火入れについては、なお従前の例による。

(説 明)

火入れの中止に係る規定を整備する等のために、旭川市火入れに関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市水道事業等給水条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市水道事業等給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

旭川市水道事業等給水条例の一部を改正する条例

旭川市水道事業等給水条例（昭和33年旭川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者から同項の指定を受けた者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第5条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前2項の規定は、第1項ただし書の場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

給水装置工事の施行に係る規定を整備するために、旭川市水道事業等給水条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

旭川市下水道条例の一部を改正する条例

旭川市下水道条例（昭和38年旭川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「工事（規程で定める軽微な工事を除く。）」を「工事」に、「指定を」を「指定（第3号において「排水工事指定」という。）」を「」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 規程で定める軽微な工事を行うとき。
- (2) 管理者が工事を行うとき。
- (3) 災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）により排水工事指定に相当する指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めたときであつて、当該者が工事を行うとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

排水設備等の工事の実施に係る規定を整備するために、旭川市下水道条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年旭川市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 11 条の見出し及び同条第 1 項並びに第 14 条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 17 条第 6 号中「乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」を「利用定員」に改め、同条第 7 号中「並びに」を「その他の」に改める。

第 19 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 21 条第 3 項中「に係る利用定員」を「に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第 23 条の次に次の 1 条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第 23 条の 2 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者

が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「その職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例
の制定について

旭川市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第 1 節 利用定員に関する基準（第 4 条）

　第 2 節 運営に関する基準（第 5 条—第 33 条）

第 3 章 雜則（第 34 条・第 35 条）

附則

　第 1 章 総則

　（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定めるものとする。

　（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

　（特定乳児等通園支援事業者の一般原則）

第 3 条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うこと

により、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものをいう。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならぬ。

ればならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならぬ

い。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他 の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する本市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。
(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、

地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業所を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付

認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- (会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による本市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次に掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使

用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち、特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは

「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定めるために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例

旭川市地域保育所条例（昭和46年旭川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項及び第2条の3中「、又は第2条の5第1項に規定する指定管理者が必要と認めた場合であつて、あらかじめ市長の承認を受けたときは」を「は」に改める。

第2条の4中「次条第1項に規定する指定管理者」を「市長」に改める。

第2条の5及び第2条の6を削る。

第3条から第5条まで中「指定管理者」を「市長」に改める。

第6条の見出しを「（保育料）」に改め、同条中「指定管理者に納入」を「納入」に改め、同条に次の3項を加える。

2 前項の保育料の額は、別表第2による階層区分（第8条において「階層区分」という。）に応じ、同表に定める額とする。

3 月の中途中で地域保育所に入所し、又は地域保育所を退所した場合における当該児童に係る当該月の保育料の額は、別表第2に定める額に当該児童の当該月の在籍日数（25日を超える場合には、25日）を乗じて得た額を25で除して得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。

4 市長は、特別の理由があると認めたときは、保育料を減免することができる。

第7条を次のように改める。

（保育料の納入期限）

第7条 保育料の納入期限は、毎月の末日とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、

納入期限を変更することがある。

第7条の次に次の1条を加える。

(保育料の不還付)

第7条の2 既納の保育料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

第8条第1項中「指定管理者」を「市長」に、「の別表第2第1項の規定による」を「の」に改め、同条第2項及び第3項中「指定管理者」を「市長」に改める。

別表第2中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、

「保育料設定基準

1 保育料は、次に規定する額の範囲内となるように設定しなければならない。」及び
「2 月の中途中で地域保育所に入所し、又は地域保育所を退所した場合における当該入所児童に
係るその月の保育料の額については、指定管理者が市長の承認を得て設定することができる。」を
削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において現にこの条例による改正前の旭川市地域保育所条例第3条の規定により入所の承諾を受けている者は、この条例による改正後の旭川市地域保育所条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定により入所の承諾を受けたものとみなす。
- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に受けた保育に係る保育料について適用し、施行日前に受けた保育に係る保育料については、なお従前の例による。

(説 明)

指定管理者による管理を廃止するために、旭川市地域保育所条例の一部を改正しようとする
ものである。

公立大学法人旭川市立大学定款の変更について

公立大学法人旭川市立大学定款の一部を次のように変更する。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

公立大学法人旭川市立大学定款の一部を変更する定款

公立大学法人旭川市立大学定款の一部を次のように変更する。

読点として表記する「，」を「、」に改める。

第8条中「6人」を「8人」に改める。

第22条第2項第1号中「13人」を「15人」に改め、同項第2号中「8人」を「9人」に改める。

附 則

この定款は、令和8年4月1日から施行する。

公立大学法人旭川市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

公立大学法人旭川市立大学が徴収する料金の上限の変更について、次のように認可する。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

公立大学法人旭川市立大学が徴収する料金の上限の認可の一部を次のように変更し、令和8年4月1日から適用することを認可する。

3 旭川市立大学短期大学部に係る入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び実験実習費の表中

実験実習費	年額	88,000	を
幼児教育学科			

実験実習費	年額	88,000	に改める。
こども地域学科			

公立大学法人旭川市立大学中期目標の変更について

公立大学法人旭川市立大学中期目標の一部を次のように変更する。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

公立大学法人旭川市立大学中期目標の一部を、令和8年4月1日付けで次のように変更する。

読点として表記する「、」を「、」に改める。

1 の(2)を次のように改める。

(2) 教育研究上の基本組織

旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部に、次に掲げる教育研究上の基本組織を置く。

ア 旭川市立大学

学 部	経済学部
	保健福祉学部
	地域創造学部
研究科	地域政策研究科

イ 旭川市立大学短期大学部

学 科	食物栄養学科
	こども地域学科

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

- | | |
|----------|--|
| 1 工事名 | 旧第三序舎解体工事 |
| 2 契約金額 | 340,120,000円 |
| 3 契約の相手方 | 荒井・タカハタ共同企業体
荒井建設株式会社
タカハタ建設株式会社 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |

7・4定

議案第 32 号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

鷹栖町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と鷹栖町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

読点として表記する「、」を「、」に改める。

別表1の(1)の表に次のように加える。

家具等の製造技術の振興	取組の内容	圏域における家具等の製造技術の振興を図るため、旭川市工芸センターにおいて、事業者を対象とした研修会、技術指導等を実施するとともに、圏域自治体で製造技術に関する施策や業界の動向等に係る情報を共有することにより、事業者への支援を行う。
	甲の役割	甲及び乙の区域内の事業者を対象として、旭川市工芸センターによる研修会、技術指導等を実施するとともに、甲及び乙の区域内の事業者並びに乙に対し、情報を提供する。
	乙の役割	甲に対し、情報を提供する。

別表3の(1)のイの表子育て支援体制の充実の項を次のように改める。

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立等を支援するため、子ども（病児及び病後児を含む。）の保育所、小学校等への送迎及び預かりを行う会員制の相互援助活動である上川中部ファミリー・サポート・センター事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、上川中部ファミリー・サポート・センター事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	上川中部ファミリー・サポート・センター事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

乙 鷹栖町

鷹栖町長

7・4定

議案第 33号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

東神楽町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

読点として表記する「、」を「、」に改める。

別表1の(1)の表に次のように加える。

家具等の製造技術の振興	取組の内容	圏域における家具等の製造技術の振興を図るため、旭川市工芸センターにおいて、事業者を対象とした研修会、技術指導等を実施するとともに、圏域自治体で製造技術に関する施策や業界の動向等に係る情報を共有することにより、事業者への支援を行う。
	甲の役割	甲及び乙の区域内の事業者を対象として、旭川市工芸センターによる研修会、技術指導等を実施するとともに、甲及び乙の区域内の事業者並びに乙に対し、情報を提供する。
	乙の役割	甲に対し、情報を提供する。

別表3の(1)のイの表子育て支援体制の充実の項を次のように改める。

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立等を支援するため、子ども（病児及び病後児を含む。）の保育所、小学校等への送迎及び預かりを行う会員制の相互援助活動である上川中部ファミリー・サポート・センター事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、上川中部ファミリー・サポート・センター事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	上川中部ファミリー・サポート・センター事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

乙 東神楽町

東神楽町長

7・4定

議案第 34号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

当麻町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と当麻町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

読点として表記する「、」を「、」に改める。

別表3の(1)のイの表子育て支援体制の充実の項を次のように改める。

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立等を支援するため、子ども（病児及び病後児を含む。）の保育所、小学校等への送迎及び預かりを行う会員制の相互援助活動である上川中部ファミリー・サポート・センター事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、上川中部ファミリー・サポート・センター事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	上川中部ファミリー・サポート・センター事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

乙 当麻町

当麻町長

7・4定

議案第 35 号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

比布町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と比布町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

読点として表記する「、」を「、」に改める。

別表3の(1)のイの表子育て支援体制の充実の項を次のように改める。

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立等を支援するため、子ども（病児及び病後児を含む。）の保育所、小学校等への送迎及び預かりを行う会員制の相互援助活動である上川中部ファミリー・サポート・センター事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、上川中部ファミリー・サポート・センター事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	上川中部ファミリー・サポート・センター事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡比布町北町1丁目2番1号

乙 比布町

比布町長

7・4定

議案第 36 号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

愛別町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と愛別町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

読点として表記する「、」を「、」に改める。

別表3の(1)のイの表子育て支援体制の充実の項を次のように改める。

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立等を支援するため、子ども（病児及び病後児を含む。）の保育所、小学校等への送迎及び預かりを行う会員制の相互援助活動である上川中部ファミリー・サポート・センター事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、上川中部ファミリー・サポート・センター事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	上川中部ファミリー・サポート・センター事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡愛別町字本町179番地

乙 愛別町

愛別町長

7・4定

議案第 37 号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

上川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と上川町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

読点として表記する「、」を「、」に改める。

別表3の(1)のイの表子育て支援体制の充実の項を次のように改める。

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立等を支援するため、子ども（病児及び病後児を含む。）の保育所、小学校等への送迎及び預かりを行う会員制の相互援助活動である上川中部ファミリー・サポート・センター事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、上川中部ファミリー・サポート・センター事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	上川中部ファミリー・サポート・センター事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡上川町南町180番地

乙 上川町

上川町長

7・4定

議案第 38 号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

東川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と東川町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

読点として表記する「、」を「、」に改める。

別表1の(1)の表に次のように加える。

家具等の製造技術の振興	取組の内容	圏域における家具等の製造技術の振興を図るため、旭川市工芸センターにおいて、事業者を対象とした研修会、技術指導等を実施するとともに、圏域自治体で製造技術に関する施策や業界の動向等に係る情報を共有することにより、事業者への支援を行う。
	甲の役割	甲及び乙の区域内の事業者を対象として、旭川市工芸センターによる研修会、技術指導等を実施するとともに、甲及び乙の区域内の事業者並びに乙に対し、情報を提供する。
	乙の役割	甲に対し、情報を提供する。

別表3の(1)のイの表子育て支援体制の充実の項を次のように改める。

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立等を支援するため、子ども（病児及び病後児を含む。）の保育所、小学校等への送迎及び預かりを行う会員制の相互援助活動である上川中部ファミリー・サポート・センター事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、上川中部ファミリー・サポート・センター事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	上川中部ファミリー・サポート・センター事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡東川町東町1丁目16番1号

乙 東川町

東川町長

7・4定

議案第 39 号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

美瑛町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今津 寛介

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と美瑛町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

読点として表記する「、」を「、」に改める。

別表1の(1)の表に次のように加える。

家具等の製造技術の振興	取組の内容	圏域における家具等の製造技術の振興を図るため、旭川市工芸センターにおいて、事業者を対象とした研修会、技術指導等を実施するとともに、圏域自治体で製造技術に関する施策や業界の動向等に係る情報を共有することにより、事業者への支援を行う。
	甲の役割	甲及び乙の区域内の事業者を対象として、旭川市工芸センターによる研修会、技術指導等を実施するとともに、甲及び乙の区域内の事業者並びに乙に対し、情報を提供する。
	乙の役割	甲に対し、情報を提供する。

別表3の(1)のイの表子育て支援体制の充実の項を次のように改める。

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立等を支援するため、子ども（病児及び病後児を含む。）の保育所、小学校等への送迎及び預かりを行う会員制の相互援助活動である上川中部ファミリー・サポート・センター事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、上川中部ファミリー・サポート・センター事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	上川中部ファミリー・サポート・センター事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

乙 美瑛町

美瑛町長

7・4定

報告第 1 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今 津 寛 介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合 (%)
1, 995円	令和7年10月28日	令和7年8月31日 旭川市東旭川町瑞穂	市 30 相手方 70